

## 在外邦人の安全対策等に関する行政評価・監視

## 資料

資料1	在外邦人（在留邦人及び海外渡航者）数の推移	1
資料2	在外邦人が被害にあった最近の主な緊急事態	1
資料3	在留届等の提出促進に関して工夫を講じている事例	1
資料4	在留届等が未提出のため、安否確認等に支障が生じた事例	2
資料5	在外公館における在留届の提出者に対する所在確認状況	2
資料6	在外公館における主要ホテル・主要旅行代理店との 協力体制確立状況	3
資料7	在外公館からの一層の情報提供等を求める旅行業者の意見	3
資料8	在外公館における邦人用緊急連絡網の整備状況等	3
資料9	在外公館における休館時等の連絡体制の整備状況等	4
資料10	在外公館における在留邦人に貸与する無線機（短距離） の貸与状況	4
資料11	在外公館における非常用FM放送の周波数等の周知状況	4
資料12	在外公館における無線通信機器の使用訓練の実施状況 （平成15年度～18年度（同年12月末））	5
資料13	在外公館における緊急事態に対応したマニュアルの作成状況	5
資料14	緊急事態に対応したマニュアルの作成が進んでいない事例	6
資料15	在外公館における緊急事態に備えた訓練の実施状況 （平成15年度～18年度（同年12月末））	7
資料16	在外公館における緊急事態用備蓄品の管理状況 （平成18年12月末現在）	7
資料17	在外公館における緊急事態用備蓄品の調達状況	8
資料18	日本人学校等における安全マニュアルの作成状況等	9
資料19	日本人学校等における緊急事態に係る避難訓練の実施状況	9
資料20	日本人学校等における在外公館との連絡用無線機の整備状況等	10

資料1 在外邦人（在留邦人及び海外渡航者）数の推移

（単位：万人）

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
在留邦人	84	87	91	96	101	106
海外渡航者	1,622	1,652	1,330	1,683	1,740	1,754

（注）外務省の「海外在留邦人数調査統計」及び法務省の「出入国管理統計年報」に基づき作成した。

資料2 在外邦人が被害にあった最近の主な緊急事態

発生日月	緊急事態名（邦人被害者数）
平成16年12月	インドネシアのスマトラ島の大規模地震及び津波（死亡40人、行方不明2人ほか被災者多数）
平成17年7月	英国の連続爆破事件（負傷者1人）
平成17年8月	米国のハリケーン・カトリーナ（死亡1人ほか被災者多数）
平成17年10月	パキスタンの大規模地震（死亡2人）
平成17年10月	インドネシアのバリ島における連続爆破事件（死亡1人、重軽傷者数人）
平成18年5月	インドネシアのジャワ島における大規模地震（被災者91人）
平成18年10月	イタリアの地下鉄事故（重軽傷者4人）

（注）外務省の「海外邦人援護統計」等に基づき作成した。

資料3 在留届等の提出促進に関して工夫を講じている事例

（管轄する国・地域の大学事務局に協力を求めている事例）

在外公館名	在デュッセルドルフ総領事館	実施時期	平成17年11月
平成17年度の在留邦人数調査の際に、管轄する地域の大学へ留学生等の把握について協力依頼を行うとともに、在留届の届出用紙を送付した。 その結果、平成17年度は、留学生の在留確認が前年度比で約500人増加した。			

（注）当省の調査結果による。

（日本人総会等の際に臨時受付窓口を設置している在外公館の例）

在外公館名	在タイ大使館、在ベトナム大使館及び在イタリア大使館
<p>（主な取組の概要）</p> <p>安全対策関連講演、日本人総会等の機会を捉えて、会場に臨時受付窓口を開設し、在留届の受付を行っている。</p>	

（注）当省の調査結果による。

資料4 在留届等が未提出のため、安否確認等に支障が生じた主な事例

(安否確認ができなかった例)

在外公館名	在パキスタン大使館		
緊急事態名	パキスタン等大地震	発生年月日	平成17年10月8日
<p>本邦家族から、パキスタンに滞在していると思われる邦人2人(親子)の安否照会があった。当方において、在留届、旅券申請等を種々調査するも、全く手掛かりが発見できず、安否確認ができなかった。(数か月後、外務本省から親族が当該邦人と直接連絡が取れた旨の報告があったが、いまだ、当該邦人からは在留届が提出されていない。そのため、当館管轄地域、在カラチ総領事館管轄地域のいずれに在住しているか不明である。)</p>			
在外公館名	在ニューヨーク総領事館		
緊急事態名	小型飛行機の高層住宅ビルへの衝突	発生年月日	平成18年10月11日
<p>在留届を提出しているが既に転出又は帰国済みである邦人、あるいは、そもそも在留届を提出していない邦人が、多数いるため、緊急事態の発生時の安否確認作業に支障を来している。</p> <p>平成18年10月の小型飛行機の高層住宅ビルへの衝突事故の際、当該ビルを現住所として在留届を提出していた10家族について安否確認を行ったが、実際に居住していたのは1家族のみであった。</p> <p>逆に、実際に当該ビルに居住していた5家族は、在留届を提出していなかった。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

(安否確認に長時間を要した例)

在外公館名	在タイ大使館		
緊急事態名	スマトラ沖地震による津波	発生年月日	平成16年12月26日
<p>邦人観光旅行者の親族を含め、多数の安否照会があった。その中に、被災地に住んでいた邦人の親族から安否照会があったが、在留届が未提出であったため、当地の入国管理局等に照会し、その結果、近隣国に出国していることが判明した事例がある。</p>			
在外公館名	在バングラデシュ大使館		
緊急事態名	バングラデシュ同時多発爆弾テロ事件	発生年月日	平成17年8月17日
<p>日本人会に属さない邦人(110人)について、在留届を基に、当館が直接安否確認を行ったが、50人の安否は確認できたものの、残り60人については、不在で確認がとれなかったため、最終的には、警察及び病院への被害者照会というネガティブチェックによる安否確認となった。その際の不在の理由は、一時帰国又は本帰国等によるものと思われる。</p> <p>帰国者や住所等の変更者については、届出がなされないことが多く、こういった事件が発生した場合には、安否確認が手間取る要因となっている。</p>			

(注) 当省の調査結果による。

資料5 在外公館における在留届の提出者に対する所在確認状況

区 分	在外公館数
在留届の提出者に対する所在確認を、年に複数回実施	6
在留届の提出者に対する所在確認を、年に1回(海外在留邦人数調査の際に)実施	19
在留届の提出者に対する所在確認を、不定期又は複数年に1回実施	10
在留届の提出者に対する所在確認を、未実施	1
合 計	36

(注) 当省の調査結果による。

資料6 在外公館における主要ホテル・主要旅行代理店との協力体制確立状況

区 分	在外公館数
主要ホテル及び主要旅行代理店のリストを作成し、協力要請を実施	14
主要ホテル及び主要旅行代理店のリストを作成や協力要請を一部未実施	22
うち、主要ホテル及び主要旅行代理店のリストは作成しているが、主要旅行代理店に対してのみ協力要請を実施	(6)
うち、主要ホテル及び主要旅行代理店のリストは作成しているが、協力要請は未実施	(12)
うち、主要ホテルのリストのみを作成し、協力要請を実施	(1)
うち、主要ホテルのリストのみ作成しているが、協力要請は未実施	(3)
合 計	36

(注) 当省の調査結果による。

資料7 在外公館からの一層の情報提供等を求める旅行業者の意見

区 分	旅行業者数
在外公館に積極的な情報提供の実施を求める意見	10
大手旅行業者だけでなく現地の旅行業者等への意見提供等を求める意見	3
緊急事態対応のセミナー等の開催を求める意見	2
旅行業者のネットワークの構築を求める意見	1
邦人旅行者のための緊急窓口の整備を求める意見	1

(注) 当省が調査した在外の旅行業者36社のうち、在外公館からの情報提供に関する意見（複数回答）のあった12社の意見を区分した。

資料8 在外公館における邦人用緊急連絡網の整備状況等

(邦人用緊急連絡網の整備及び情報伝達訓練の実施状況（平成15年度～18年度（同年12月末））)

区 分	在外公館数
邦人用緊急連絡網を整備し、定期的に情報伝達訓練を実施	0
邦人用緊急連絡網を整備しているが、情報伝達訓練は不定期に実施	16
うち、3年以上情報伝達訓練を行っていないもの	(1)
うち、1年以上3年未満の間情報伝達訓練を行っていないもの	(4)
うち、上記以外のもの	(11)
邦人用緊急連絡網を整備しているが、情報伝達訓練は未実施	16
邦人用緊急連絡網を整備しているが、有効に機能しない状態にあり、情報伝達訓練も未実施	3
邦人用緊急連絡網を整備しておらず、情報伝達訓練も未実施	1
合 計	36

(注) 当省の調査結果による。

(邦人用緊急連絡網を整備していない事例)

在外公館名	在ベルギー大使館
緊急時には、日本人会が作成した緊急連絡網や大使館ホームページ及びEメールを通じて連絡するとして、邦人用緊急連絡網を作成していない。	
しかしながら、当省が調査した同国の日本人会では、緊急連絡網を作成していない。また、Eメールの登録率（在留邦人（世帯）に占める登録数の比率）は約23%である。	

(注) 当省の調査結果による。

(邦人用緊急連絡網が有効に機能しない状態となっている主な事例)

在外公館名	在タイ大使館
日本人会等の邦人団体と連結した形で、邦人用緊急連絡網を整備しているとしている。 しかしながら、当省が調査した同国の日本人会では、緊急連絡網を作成しておらず、当該連絡網は有効に機能しない状態となっている。	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 在チェコ大使館及び在上海総領事館も、ほぼ同様の状況となっている。

資料9 在外公館における休館時等の連絡体制の整備状況等

(在外公館における休館時等の連絡体制の整備状況等)

区 分	在外公館数
留守番電話を設置	35
うち、緊急連絡先(電話番号)のメッセージを流すもの	(20)
うち、「安全の手引き」に緊急連絡先を掲載しているもの	<15>
うち、「安全の手引き」に緊急連絡先を掲載していないもの	<5>
うち、外部委託業者に転送されるもの	(16)
留守番電話を未設置(現地人警備員が対応)	1
合 計	36

(注) 当省の調査結果による。

(休館時等の対応体制が整備されていない事例)

在外公館名	在インド大使館
在インド大使館では、宿直体制を整備しているが、宿直に当たっているのは、日本語を十分理解しない現地警備員であり、日本語による対応は困難となっている。 在インド大使館では、緊急対応を要する連絡があった場合は、同警備員から館員(当番)に連絡するとしているが、邦人の連絡内容を的確に把握し、館員に伝えることは困難であると考えられる。	

(注) 当省の調査結果による。

資料10 在外公館における在留邦人に貸与する無線機(短距離)の貸与状況等

(貸与状況)

区 分	在外公館数
在留邦人貸与用無線機を貸与	18
在留邦人貸与用無線機を未貸与	8
合 計	26

(注) 当省の調査結果による。

(貸与していない主な理由)

在外公館名	在中華人民共和国大使館
通常は、携帯電話で十分対応可能。保有している無線機は緊急貸出用であり、電話回線不通(通信途絶)時に配布するもの	

- (注) 1 当省の調査結果による。  
2 在英国大使館及び在上海総領事館も、ほぼ同様の状況となっている。

資料11 在外公館における非常用FM放送の周波数等の周知状況

区 分	在外公館数
非常用FM放送の周波数等を周知	11
非常用FM放送の周波数等を未周知	12
合 計	23

(注) 当省の調査結果による。

資料12 在外公館における無線通信機器の使用訓練の実施状況（平成15年度～18年度（同年12月末））

（館員用無線機）

区 分	在外公館数
館員用無線機の使用訓練を実施	20
うち、月1回程度の実施を励行しているもの	(1)
うち、月1回程度の実施を励行していないもの	(19)
館員用無線機の使用訓練を未実施	16
合 計	36

（注）当省の調査結果による。

（在留邦人に貸与した無線機）

区 分	在外公館数
在留邦人に貸与した無線機の使用訓練を実施	13
うち、月1回程度の実施を励行しているもの	(1)
うち、月1回程度の実施を励行していないもの	(12)
在留邦人に貸与した無線機の使用訓練を未実施	6
合 計	19

（注）1 当省の調査結果による。

2 長距離無線機のみを貸与している1在外公館を含む。

（非常用FM放送機）

区 分	在外公館数
非常用FM放送機の使用訓練を実施	3
うち、定期的に実施しているもの	(1)
うち、不定期に実施しているもの	(2)
非常用FM放送機の使用訓練を未実施	20
合 計	23

（注）当省の調査結果による。

資料13 在外公館における緊急事態に対応したマニュアルの作成状況

（館員向け「緊急事態対処マニュアル」）

区 分	在外公館数
館員向け「緊急事態対処マニュアル」を作成	35
うち、2年に一度の改定が行われているもの	(28)
うち、2年に一度の改定が行われていないもの	(7)
館員向け「緊急事態対処マニュアル」を未作成	1
合 計	36

（注）当省の調査結果による。

（在留邦人向け「安全の手引き」の作成状況）

区 分	在外公館数
在留邦人向け「安全の手引き」を作成	36
うち、作成後2年未満のもの	(30)
うち、作成後2年以上経過しているもの	(6)
在留邦人向け「安全の手引き」を未作成	0
合 計	36

（注）当省の調査結果による。

資料14 緊急事態に対応したマニュアルの作成が進んでいない事例

(「緊急事態対処マニュアル」を作成していない事例)

在外公館名	在南アフリカ共和国大使館
<p>在南アフリカ共和国大使館では、「在留邦人安全対策マニュアル」(在留邦人向け「安全の手引き」)の中の「在留邦人用緊急事態対処マニュアル」を館員向けマニュアルとして使用しているとして、館員向けマニュアルは未作成である。しかし、当該マニュアルは、在外公館が平時より講じておくべき措置が盛り込まれていないなど、十分な内容となっていない。</p> <p>なお、在南アフリカ共和国大使館では、現在、「館員用緊急事態対処マニュアル」を作成中である。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

(過去の事件、事故等による経験を「緊急事態対処マニュアル」に反映していない事例)

在外公館名	在香港総領事館
<p>平成16年11月に、「緊急事態(自然災害、テロ、航空機事故、SARS等)対処マニュアル(館内用)」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成17年2月に遭遇した旅客フェリーと貨物船の海上衝突事故の経験(安否確認を実施)が、当該マニュアルに反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在マレーシア大使館
<p>平成16年6月に、「緊急事態への対処要領」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成16年12月に遭遇したスマトラ沖地震の経験(安否確認を実施)が、当該対処要領に反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在インド大使館
<p>平成15年1月に、「地震等の大規模災害における邦人保護対処マニュアル」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成16年12月に遭遇したスマトラ沖地震の経験(安否確認を実施)が、当該マニュアルに反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在パキスタン大使館
<p>平成15年9月に、「緊急事態対処要綱」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成17年10月に遭遇したパキスタン等大地震の経験(対策本部の立ち上げ、緊急援助隊の受入れ等)が、当該対処要綱に反映されない状況となっている。</p>	
在外公館名	在バングラデシュ大使館
<p>平成16年5月に、「緊急事態対処マニュアル(館内用)」を作成しているが、18年12月末現在、改定は行われていない。</p> <p>このため、平成17年8月に遭遇した同時多発爆弾事件の経験(安否確認を実施)が、当該マニュアルに反映されない状況となっている。</p>	

(注) 当省の調査結果による。

資料15 在外公館における緊急事態に備えた訓練の実施状況（平成15年度～18年度（同年12月末））

区 分	在外公館数
緊急事態に備えた訓練を実施	22
うち、緊急事態対処マニュアルに基づき緊急事態対策本部を立ち上げてシミュレーションを実施しているもの	(11)
うち、半年に1回の頻度で実施しているもの	<3>
うち、1年に1回の頻度で実施しているもの	<3>
うち、上記以外のもの	<5>
うち、緊急事態対策本部を立ち上げずに、警備訓練や退避訓練など、一部の訓練のみ実施しているもの	(11)
緊急事態に備えた訓練を未実施	13
合 計	35

(注) 当省の調査結果による。

資料16 在外公館における緊急事態用備蓄品の管理状況（平成18年12月末現在）

(短期渡航者用備蓄品の配備の認識状況)

区 分	在外公館数
短期渡航者用備蓄品が配備されていることを承知している	19
食料品	(19)
飲料水	(20)
短期渡航者用備蓄品が配備されていることを承知していない	6
食料品	(6)
飲料水	(5)
合 計	25

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の数値は、内数で延べ数である。

(備蓄品の数量や備蓄期限の把握状況)

区 分	在外公館数
備蓄品の数量や備蓄期限（原則2年）を的確に把握している	9
備蓄品の数量や備蓄期限（原則2年）を的確に把握していない	26
備蓄品の数量を的確に把握していないもの	(20)
短期渡航者用備蓄品	食料品 (5)
	飲料水 (5)
館員用備蓄品	食料品 (19)
	飲料水 (19)
備蓄品の備蓄期限を的確に把握していないもの	(22)
短期渡航者用備蓄品	食料品 (6)
	飲料水 (9)
館員用備蓄品	食料品 (17)
	飲料水 (21)
合 計	35

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内の数値は、内数で延べ数である。



資料17 在外公館における緊急事態用備蓄品の調達状況

(現地調達状況)

区 分		在外公館数
食 料 品	短期渡航者用、館員用ともに現地調達しているもの	0(0)
	短期渡航者用、館員用のいずれかを現地調達しているもの	0(0)
	短期渡航者用、館員用とも日本で調達しているもの	35(10)
飲 料 水	短期渡航者用、館員用ともに現地調達しているもの	16(8)
	短期渡航者用、館員用のいずれかを現地調達しているもの	6(0)
	短期渡航者用、館員用とも日本で調達しているもの	13(2)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( )内の数値は、館員用の備蓄品のみを配備している10在外公館の内訳で内数である。

(北米及び欧州に所在する11在外公館における飲料水の現地調達状況)

在外公館名	短期渡航者用	館員用
在ニューヨーク総領事館		○
在ロサンゼルス総領事館		○
在シカゴ総領事館		×
在英国大使館		○
在フランス大使館		○
在ベルギー大使館		○
在オランダ大使館		○
在イタリア大使館		×
在スペイン大使館		○
在チェコ大使館	○	○
在ロシア大使館	×	×

(注) 当省の調査結果による。

資料18 日本人学校等における安全マニュアルの作成状況等

(安全マニュアルの作成状況)

区 分	学校数
安全マニュアルを作成	38
うち、安全マニュアルの記載内容が不十分なもの	(19)
うち、主要な連絡先の記載が不十分なもの	< 8 >
うち、緊急時における各教職員の役割分担の記載が不十分なもの	< 7 >
うち、緊急事態を想定した対応の記載が不十分なもの	< 12 >
個別の緊急事態を全く想定していないもの	<< 3 >>
過去に遭遇した事件・事故の経験を反映していないもの	<< 2 >>
不審者侵入の際の警察への通報の記載が不十分なもの	<< 5 >>
爆弾予告の際の対応の記載が不十分なもの	<< 2 >>
安全マニュアルを未作成	0
合 計	38

(注) 当省の調査結果による。

(安全マニュアル作成についての在外公館の指導、助言の実施状況)

区 分	在外公館数	学校数
安全マニュアル作成についての指導、助言を実施	22	25
安全マニュアル作成についての指導、助言を未実施	13	13
合 計	35	38

(注) 当省の調査結果による。

資料19 日本人学校等における緊急事態に係る避難訓練の実施状況

区 分	学校数
大地震の際に講ずるべき措置を安全マニュアルに記載	14
うち、大地震に係る避難訓練を実施	( 9 )
うち、大地震に係る避難訓練を未実施	( 5 )
大暴動の際に講ずるべき措置を安全マニュアルに記載	16
うち、大暴動に係る避難訓練を実施	( 3 )
うち、大暴動に係る避難訓練を未実施	(13)
誘拐の際に講ずるべき措置を安全マニュアルに記載	9
うち、誘拐に係る避難訓練を実施	( 0 )
うち、誘拐に係る避難訓練を未実施	( 9 )
爆弾予告の際に講ずるべき措置を安全マニュアルに記載	10
うち、爆弾予告に係る避難訓練を実施	( 1 )
うち、爆弾予告に係る避難訓練を未実施	( 9 )
テロリスト等の襲撃の際に講ずるべき措置を安全マニュアルに記載	17
うち、テロリスト等の襲撃に係る避難訓練を実施	( 2 )
うち、テロリスト等の襲撃に係る避難訓練を未実施	(15)
不審者の侵入の際に講ずるべき措置を安全マニュアルに記載	25
うち、不審者の侵入に係る避難訓練を実施	(20)
うち、不審者の侵入に係る避難訓練を未実施	( 5 )

(注) 当省の調査結果による。

資料20 日本人学校等における在外公館との連絡用無線機の整備状況等

(在外公館との連絡用無線機の整備状況)

区 分	学校等数
在外公館との連絡用無線機を整備	19
うち、在外公館から無線機の貸与を受けているもの	(17)
うち、独自に調達しているもの	(2)
在外公館との連絡用無線機を未整備	19
うち、在外公館に在留邦人貸与用無線機が配備されているもの	(8)
うち、在外公館に在留邦人貸与用無線機が配備されていないもの	(11)
合 計	38

(注) 当省の調査結果による。

(緊急事態の発生時に在外公館との連絡に困難が生じた事例)

在外公館名	在英國大使館
	<p>平成17年7月7日(木)、英国ロンドン市内の地下鉄3か所、バス1台の爆破事件(いわゆる「爆破テロ」)が発生した。爆発の起きた場所はロンドン都心部で、その多くは官庁街及びシティ(大銀行、保険会社、株式取引所などが密集する金融の中心地)に近接していた。</p> <p>当省が調査した日本人学校では、爆破テロ発生後、在外公館、文部科学省等の関係機関や、保護者からの児童生徒の安否確認の照会等で、固定電話はパンク寸前となり、携帯電話についてもつながりにくい状況が続いた。</p> <p>後に、ロンドン市当局が災害優先として、一般の携帯電話の通話制限を行っていたことが判明したが、当省が調査した日本人学校では、連絡手段として固定電話及び携帯電話しか整備されておらず、このように電話回線が規制された場合、在英國大使館との連絡手段が確保しにくい状況となる。</p> <p>一方、在英國大使館には、当省が調査した日本人学校に貸与するためとして無線機が配備されているが、当該無線機の種類は、携帯局(電波の到達距離はおおむね3kmから8km)であり、在英國大使館と当該日本人学校との距離(約10km)を考えると、仮に貸与されたとしても、大使館と日本人学校間の連絡が十分確保できないものとなっている。</p> <p>これについて、在英國大使館では、当該無線機は緊急事態が発生した際に、集団行動をとる場合の局地的な連絡を想定して配備されたものであり、平時より貸与するものではないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。